# 第180回WP29等に係る改正に対する意見（第4回目意見照会）

（提出日）

（団体名等）

（担当者名・連絡先）

| 団体名等 | 分　類 | 意　見 | 理　由 | コメント |
|---|---|---|---|---|
| 自工会届出業務分科会 | 細目告示<br>第62条 第2項<br>第14号 | 四輪自動車と二輪自動車で分けて許容する条件を記載してはいかがでしょうか？<br><br>十六 乗降口に備える扉の解錠又は施錠と連動すること(二輪自動車を除く。)その他これに類する条件として自動車の製作を業とする者が定める条件により作動する灯火(二輪自動車に備えるものに限る。)であって次に掲げる要件に適合するもの（以下「アンサーバック機能を有する灯火」という。） | 四輪自動車では、自由度が高いため、類する条件と規定されると本来の規制目的と異なる点灯仕様が許容されることになるため、明確化すべきと考えます。 | 本改正の意図は、二輪自動車及び四輪自動車含め、作動トリガーを必ずしも「乗降口に備える扉の解錠又は施錠と連動すること」に縛らないことであるため、提示案の通りとしました。 |
| | 適用関係告示 第9条 | UN-R152の01シリーズの適用日を次回の改正時に手当てすると、ご回答いただきました。<br>今回の官報公布日(9月25日予定)から次回の官報公布日までの間、申請者が要望した場合、UN-R152の00シリーズを適用することができるよう、ご配慮をお願いいたします。 | 現在の案文の場合、適用整理告示 第9条第53項に規定されたまでの間、UN-R152を適用しない、又はR152の01シリーズを適用の2択しかできないように読めてしまうため。 | そのような申請を行う場合には、事前にご相談ください。 |
| 日本自動車輸入組合 | 適用整理告示<br>第51条の4第3項第3号 | （輸入された自動車にあっては令和六年六月三十日）は不要ではないでしょうか。 | 同項の第1号、第2号と整合せず第3回意見照会案から改正漏れと思われるため。 | 矛盾はないと考えられることから、提示案の通りとしました。 |
| | 細目告示<br>第62条第6項 | 今回の改正箇所ではありませんが、光度の増減や連鎖的な動きをすることが無く、通常使用時の光度までなだらかに点灯、又は通常使用時の光度からなだらかに消灯するものは、細目告示第62条第6項の「光度が増減する灯火」に当てはまらず、通常の点灯、消灯と扱うという理解でよろしいでしょうか？ | 確認です。 | 点灯方法や装置の構造、使用目的等により一概には判断できないことから、個別にご相談いただければと思います。 |
| 一般社団法人日本農業機械工業会 | 細目告示<br>第62条 | 「その他これに類する条件として自動車の製作を業とする者が定める条件 により作動する灯火 」とあるが、扉の解錠又は施錠と連動しなくても、自動車の製作を業とする者が何らかの条件を設定し、その条件により作動する灯火であり、第2項第16号イからハの条件を満たせば、その灯火は「アンサーバック機能を有する灯火」に含まれるという理解でよいか。 | 条件が「これに 類しているか」どうかの判断は、自動車の製作を業とする者に委ねられていると解釈できうるため、このような理解になると考えました。認識違いがあってはいけないので、この理解が正しいか確認させていただけますと幸いです。例えば、自動車の製作を業とする者が「類している」と判断した条件が、型式認定等の際に「類していない」という判断がなされることはありうるのでしょうか。 | 本改正の意図としては、「これに類する条件」とは、例として、「二輪車のようにそもそもドアがない車両について、運転者が鍵を持って車に近づいたことを検知して作動すること」や「ドアの開閉と連動すること」など、「自動車の利用者が、当該自動車に対して何かしらのアクションを起こしたことに対するレスポンスとして作動すること」を指します。当然ながら、上記のコンセプトに該当しない場合等には、型式認定等の際に「類していない」という判断がなされることはあり得ます。 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 近畿運輸局 | 細目告示第62条第2項第16号 | 『自動車の製作を業とする者が定める条件』については、諸元表等で確認できるようになるのでしょうか。 | 保安基準の判定に必要となるため確認します。 | 型式指定等（PHP含む）の申請書類に、以下の通り記載を求めることとします。<br>概要説明書：アンサーバック灯火として兼用する灯火器、点灯・消灯、連鎖式などの灯火の動き、アンサーバック灯火が作動する条件を全て記載する。<br>諸元表：諸元表2のその他の欄に、「その他の灯火：アンサーバック機能を有する灯火(車幅灯、尾灯と兼用)」と単にアンサーバック灯火だけではなく括弧書きで兼用する灯火も記載する。 |
| 関東運輸局 | ～国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達） | 139（2）と（3）の順番を入れ替えてはどうでしょうか。 | 他の項の記載との統一のため | 次回の改正時に反映いたします。 |
| | | 140。適用関係告示第15条第33項の～<br>↓<br>140。適用関係告示第15条第35項の～ | 誤記と思われる | 次回の改正時に修正いたします。 |
| | 細目告示<br>第62条（その他の灯火等の制限） | アンサーバック機能を有する灯火について、「自動車の製作を業とするものが定める条件」の確認方法はどのように想定をされているのでしょうか。また、書面等により確認は可能なのでしょうか。 | 製作者が意図したものかどうかを現場で判断する際に、点灯パターンが書面等（諸元表等）により確認が必要なため。 | 型式指定等（PHP含む）の申請書類に、以下の通り記載を求めることとします。<br>概要説明書：アンサーバック灯火として兼用する灯火器、点灯・消灯、連鎖式などの灯火の動き、アンサーバック灯火が作動する条件を全て記載する。<br>諸元表：諸元表2のその他の欄に、「その他の灯火：アンサーバック機能を有する灯火(車幅灯、尾灯と兼用)」と単にアンサーバック灯火だけではなく括弧書きで兼用する灯火も記載する。 |
| | | 並行輸入自動車（2節に係る自動車）で型式「不明」の車両又は、「指定自動車と関連あり（-〇〇〇-）」の車両がアンサーバック機能を有していた場合、指定自動車ではないため、点灯パターンによっては保安基準不適合になるという理解で宜しいでしょうか。 | 確認です。 | 並行輸入車等であっても、メーカー純正の車両など、指定自動車と同様に自動車の製作者が定めた仕様で点灯すものであれば認められます。 |
| | | 改正文の内容だけでは解釈が難しいため、第4回意見照会の改正案の意図等を解釈の文書として残して頂きたい。 | 細目告示のみの内容では、現場では対応が難しいため、解釈運用通達が必要と考えます。 | 本改正の意図としては、「これに類する条件」とは、例として、「二輪車のようにそもそもドアがない車両について、運転者が鍵を持って車に近づいたことを検知して作動すること」や「ドアの開閉と連動すること」など、「自動車の利用者が、当該自動車に対して何かしらのアクションを起こしたことに対するレスポンスとして作動すること」を指します。<br>そのため、「雨が降ったことを検知して」や「他の自動車が付近を通り過ぎたことを検知して」など、外的要因をトリガーとするもの等は「これに類する条件」には該当しません。 |
| 北海道運輸局 | 細目告示<br>62条関係 | 「自動車の製作を業とする者」が設定する作動トリガーはロック/アンロック以外でも幅広く認めることとなりますが、「自動車の製作を業とする者」以外の者が製作するアンサーバック灯火（例えばDOP設定の部品メーカー製エンジンスタータや量販店の後付けアンサーバックなど）の取り扱いには変更がないと理解しています。 | 確認です。<br>今年3月の自動運転に関する改正意見照会にて「扉の解錠/施錠以外のアンサーバックが不適合となるのか」の確認意見を提出しましたが、回答では「ご意見の灯火を制限するものではない」との回答でした。 | ご理解の通りです。 |
| | 細目告示<br>62条関係 | 適用整理は設けないのか | 確認です。 | 今回適用整理は設けていません。 |